

平成二十年財務省令第五十号

株式会社日本政策投資銀行法施行規則

株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、株式会社日本政策投資銀行法施行規則を次のように定める。

（金銭債権の証書の範囲）

第一条 株式会社日本政策投資銀行法（以下「法」という。）第三条第一項第七号に規定する財務省令で定める証書をもつて表示されるものは、次に掲げるものとする。

一 謙渡性預金（払戻しについて期限の定めがある預金で、謙渡禁止の特約のないものをいう。）の預金証書

二 コマーシャル・ペーパー

三 住宅抵当証券

四 貸付債権信託の受益権証書

五 抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第一条第一項に規定する抵当証券

六 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第六項に規定する商品投資受益権の受益権証書

七 外国の法人の発行する証券又は証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもの

八 法第三条第一項第十一号に規定する取引に係る権利を表示する証券又は証書

（特定社債に準ずる有価証券）

第二条 法第三条第一項第八号に規定する有価証券として財務省令で定めるものは、金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の十七第一項第二号又は同条第三項に規定する有価証券（同項に規定する有価証券については、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十号）第二条第一項第四号又は第五号に掲げるものの性質を有するものに限る。）であつて、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第四十条第一号に規定する謙渡資産が、指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権であるものとする。

（社債等の発行等に係る基本方針の認可）

第三条 株式会社日本政策投資銀行（第十条を除き、以下「会社」という。）は、法第十三条第一項の規定による認可を受けようとするときは、毎事業年度、財務大臣の定める日までに、当該事業年度の社債及び日本政策投資銀行債の発行並びに借入金（弁済期限が一年を超えるものに限る。第六条において同じ。）の借り入れに係る基本方針（法第十三条第一項に規定する基本方針をいう。）を作成し、財務大臣に提出しなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項について記載しなければならない。

- 一 社債及び日本政策投資銀行債の発行金額並びに借入金の借り入れ金額
- 二 社債、日本政策投資銀行債及び借入金の表示通貨
- 三 社債及び日本政策投資銀行債の発行市場並びに借入金の借入れ先
- 四 その他財務大臣が定める事項

五 その他財務大臣が定める事項

- 1 その他の財務大臣が定める事項
- 2 その他の財務大臣が定める事項
- 3 その他の財務大臣が定める事項

3 会社は、法第十三条第一項後段の規定により基本方針の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。

（社債及び日本政策投資銀行債の届出）

第四条 会社は、社債又は日本政策投資銀行債（外国を発行地とする社債及び日本政策投資銀行債（次条において「国外債」という。）を除く。以下この条において同じ。）の発行について法第十一条第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を財務大臣に提出しなければならない。

一 社債又は日本政策投資銀行債の発行により調達した資金の用途

二 社債にあっては、会社法（平成十七年法律第八十六号）第六百七十六条第一号から第六号まで及び第五項第五号に掲げる事項

社債又は日本政策投資銀行債の募集の方法

社債又は日本政策投資銀行債の利回り

第二号に掲げるもののほか、社債又は日本政策投資銀行債の記載事項は、次に掲げる事項を記載した書面を財務大臣に提出しなければならない。

（国外債発行の届出）

社債にあっては、会社法第六百七十六条第一号から第六号までに掲げる事項、日本政策投資銀行債にようとする事項及び変更の理由を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。

（国外債の種類）

社債にあっては、法第六条第四項第一号から第四号までに掲げる事項、日本政策投資銀行債に

一 国外債の発行の方法

二 国外債の表示通貨

三 国外債の種類

四 国外債の発行の方法

五 国外債の表示通貨

六 国外債の発行市場

七 国外債の利回り

八 第二号に掲げるもののほか、国外債の記載事項

九 その他財務大臣が定める事項

（国外債の発行の届出）

会社は、借入金の借入れについて法第十三条第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を財務大臣に提出しなければならない。

一 借入れを必要とする理由

二 借入金の額

三 借入金の表示通貨

四 借入先

五 借入金の利率、償還の方法及び期限

六 利息の支払の方針及び期限

七 その他財務大臣が必要と認める事項

（事業計画の認可の申請）

会社は、法第十七条前段の規定により事業計画の認可を受けようとするときは、事業計画を記載した申請書に資金計画書及び収支予算書を添えて、財務大臣に提出しなければならない。

2 会社は、法第十七条後段の規定により事業計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が前項の規定により当該事業計画の認可を申請するときに添付した資金計画書又は收支予算書の変更を伴うときは、当該変更後の当該書類を添えなければならない。

（償還計画の認可の申請）

会社は、法第十八条前段の規定により償還計画の認可を受けようとするときは、法第十七条前段の規定により事業計画を届け出た後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した償還計画を財務大臣に提出しなければならない。

一 社債の総額及び当該事業年度において発行するものの引受けの見込み

二 日本政策投資銀行債の総額及び当該事業年度において発行するものの引受けの見込み

三 借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額

四 社債、日本政策投資銀行債及び借入金の償還の方法及び期限

五 その他必要な事項

平成二十年財務省令第五十号

株式会社日本政策投資銀行法施行規則

株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、株式会社日本政策投資銀行法施行規則を次のように定める。

（金銭債権の証書の範囲）

第一条 株式会社日本政策投資銀行法（以下「法」という。）第三条第一項第七号に規定する財務省令で定める証書をもつて表示されるものは、次に掲げるものとする。

一 謙渡性預金（払戻しについて期限の定めがある預金で、謙渡禁止の特約のないものをいう。）の預金証書

二 コマーシャル・ペーパー

三 住宅抵当証券

四 貸付債権信託の受益権証書

五 抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第一条第一項に規定する抵当証券

六 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第六項に規定する商品投資受益権の受益権証書

七 外国の法人の発行する証券又は証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもの

八 法第三条第一項第十一号に規定する取引に係る権利を表示する証券又は証書

（特定社債に準ずる有価証券）

第二条 法第三条第一項第八号に規定する有価証券として財務省令で定めるものは、金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の十七第一項第二号又は同条第三項に規定する有価証券（同項に規定する有価証券については、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十号）第二条第一項第四号又は第五号に掲げるものの性質を有するものに限る。）であつて、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第四十条第一号に規定する謙渡資産が、指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権であるものとする。

（社債等の発行等に係る基本方針の認可）

第三条 株式会社日本政策投資銀行（第十条を除き、以下「会社」という。）は、法第十三条第一項の規定による認可を受けようとするときは、毎事業年度、財務大臣の定める日までに、当該事業年度の社債及び日本政策投資銀行債の発行並びに借入金（弁済期限が一年を超えるものに限る。第六条において同じ。）の借り入れに係る基本方針（法第十三条第一項に規定する基本方針をいう。）を作成し、財務大臣に提出しなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項について記載しなければならない。

- 一 社債及び日本政策投資銀行債の発行金額並びに借入金の借り入れ金額
- 二 社債、日本政策投資銀行債及び借入金の表示通貨
- 三 社債及び日本政策投資銀行債の発行市場並びに借入金の借入れ先
- 四 その他財務大臣が定める事項

3 会社は、法第十三条第一項後段の規定により基本方針の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。

（社債及び日本政策投資銀行債の届出）

第四条 会社は、社債又は日本政策投資銀行債（外国を発行地とする社債及び日本政策投資銀行債（次条において「国外債」という。）を除く。以下この条において同じ。）の発行について法第十一条第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を財務大臣に提出しなければならない。

一 社債又は日本政策投資銀行債の発行により調達した資金の用途

二 社債にあっては、会社法（平成十七年法律第八十六号）第六百七十六条第一号から第六号まで及び第五項第五号に掲げる事項

平成二十年財務省令第五十号

株式会社日本政策投資銀行法施行規則

株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、株式会社日本政策投資銀行法施行規則を次のように定める。

（金銭債権の証書の範囲）

第一条 株式会社日本政策投資銀行法（以下「法」という。）第三条第一項第七号に規定する財務省令で定める証書をもつて表示されるものは、次に掲げるものとする。

一 謙渡性預金（払戻しについて期限の定めがある預金で、謙渡禁止の特約のないものをいう。）の預金証書

二 コマーシャル・ペーパー

三 住宅抵当証券

四 貸付債権信託の受益権証書

五 抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第一条第一項に規定する抵当証券

六 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第六項に規定する商品投資受益権の受益権証書

七 外国の法人の発行する証券又は証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもの

八 法第三条第一項第十一号に規定する取引に係る権利を表示する証券又は証書

（特定社債に準ずる有価証券）

第二条 法第三条第一項第八号に規定する有価証券として財務省令で定めるものは、金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の十七第一項第二号又は同条第三項に規定する有価証券（同項に規定する有価証券については、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十号）第二条第一項第四号又は第五号に掲げるものの性質を有するものに限る。）であつて、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第四十条第一号に規定する謙渡資産が、指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権であるものとする。

（社債等の発行等に係る基本方針の認可）

第三条 株式会社日本政策投資銀行（第十条を除き、以下「会社」という。）は、法第十三条第一項の規定による認可を受けようとするときは、毎事業年度、財務大臣の定める日までに、当該事業年度の社債及び日本政策投資銀行債の発行並びに借入金（弁済期限が一年を超えるものに限る。第六条において同じ。）の借り入れに係る基本方針（法第十三条第一項に規定する基本方針をいう。）を作成し、財務大臣に提出しなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項について記載しなければならない。

- 一 社債及び日本政策投資銀行債の発行金額並びに借入金の借り入れ金額
- 二 社債、日本政策投資銀行債及び借入金の表示通貨
- 三 社債及び日本政策投資銀行債の発行市場並びに借入金の借入れ先
- 四 その他財務大臣が定める事項

3 会社は、法第十三条第一項後段の規定により基本方針の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。

（社債及び日本政策投資銀行債の届出）

第四条 会社は、社債又は日本政策投資銀行債（外国を発行地とする社債及び日本政策投資銀行債（次条において「国外債」という。）を除く。以下この条において同じ。）の発行について法第十一条第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を財務大臣に提出しなければならない。

一 社債又は日本政策投資銀行債の発行により調達した資金の用途

二 社債にあっては、会社法（平成十七年法律第八十六号）第六百七十六条第一号から第六号まで及び第五項第五号に掲げる事項

平成二十年財務省令第五十号

株式会社日本政策投資銀行法施行規則

株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、株式会社日本政策投資銀行法施行規則を次のように定める。

（金銭債権の証書の範囲）

第一条 株式会社日本政策投資銀行法（以下「法」という。）第三条第一項第七号に規定する財務省令で定める証書をもつて表示されるものは、次に掲げるものとする。

一 謙渡性預金（払戻しについて期限の定めがある預金で、謙渡禁止の特約のないものをいう。）の預金証書

二 コマーシャル・ペーパー

三 住宅抵当証券

四 貸付債権信託の受益権証書

五 抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第一条第一項に規定する抵当証券

六 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第六項に規定する商品投資受益権の受益権証書

七 外国の法人の発行する証券又は証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもの

八 法第三条第一項第十一号に規定する取引に係る権利を表示する証券又は証書

（特定社債に準ずる有価証券）

第二条 法第三条第一項第八号に規定する有価証券として財務省令で定めるものは、金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の十七第一項第二号又は同条第三項に規定する有価証券（同項に規定する有価証券については、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十号）第二条第一項第四号又は第五号に掲げるものの性質を有するものに限る。）であつて、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第四十条第一号に規定する謙渡資産が、指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権であるものとする。

（社債等の発行等に係る基本方針の認可）

第三条 株式会社日本政策投資銀行（第十条を除き、以下「会社」という。）は、法第十三条第一項の規定による認可を受けようとするときは、毎事業年度、財務大臣の定める日までに、当該事業年度の社債及び日本政策投資銀行債の発行並びに借入金（弁済期限が一年を超えるものに限る。第六条において同じ。）の借り入れに係る基本方針（法第十三条第一項に規定する基本方針をいう。）を作成し、財務大臣に提出しなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項について記載しなければならない。

- 一 社債及び日本政策投資銀行債の発行金額並びに借入金の借り入れ金額
- 二 社債、日本政策投資銀行債及び借入金の表示通貨
- 三 社債及び日本政策投資銀行債の発行市場並びに借入金の借入れ先
- 四 その他財務大臣が定める事項

3 会社は、法第十三条第一項後段の規定により基本方針の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。

（社債及び日本政策投資銀行債の届出）

第四条 会社は、社債又は日本政策投資銀行債（外国を発行地とする社債及び日本政策投資銀行債（次条において「国外債」という。）を除く。以下この条において同じ。）の発行について法第十一条第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を財務大臣に提出しなければならない。

一 社債又は日本政策投資銀行債の発行により調達した資金の用途

二 社債にあっては、会社法（平成十七年法律第八十六号）第六百七十六条第一号から第六号まで及び第五項第五号に掲げる事項



- 
- 二 前項第二号の措置の実施状況に関する事項
- 三 前項第三号の取組の状況に関する事項
- 四 前項第四号の対応の状況に関する事項
- 五 その他法附則第二条の十八第一項の実施方針に基づく特定投資業務の実施状況に関する事項  
(適正な競争関係の確保に係る事業計画及び事業報告書の記載事項)
- 第八条** 法附則第二条の二十一第二項の他の事業者との間の適正な競争関係の確保に係る方針については、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 他の事業者との間の適正な競争関係の確保に配慮した業務運営の方針に関する事項
  - 二 一般の金融機関その他の事業者の意見を会社の業務運営に反映させるための取組に関する事項
  - 三 その他他の事業者との間の適正な競争関係の確保に係る取組に関する事項
- 2 法附則第二条の二十一第三項の同条第二項の方針に基づく業務の実施状況については、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 前項第一号の業務運営の方針に基づく業務の実施状況に関する事項
  - 二 前項第二号の取組の状況に関する事項
  - 三 その他法附則第二条の二十一第二項の方針に基づく業務の実施状況に関する事項
- 1 **附 則** (平成二一年七月三日財務省令第五二号) 抄  
(施行期日)
- この省令は、公布の日から施行する。
- この省令は、公布の日から施行する。